百

私は、 公職選挙法第八十六条の八第一項、 第八十七条第一項、第二百五十一

条の二又は第二百五十一条の三の規定により、令和 七 年十一月三十日執

行  $\mathcal{O}$ 大 崎 町 長 選挙において候補者となることができない者でないことを

誓います。

七 年十一月二十五日

令 和

住 所 鹿児島県曽於郡大崎町

番地

名 選 孝 太 郎

氏

印